

## 参考資料4

## 社会保険労務士の提出代行等を活用した電子申請利用促進のモデル実施

## 1. 概 要

- 電子申請については、電子政府構築計画等により基盤が整備されてきているが、利用が進まない状況が続いている。政府全体の方針として「今後の行政改革の方針」(2004年12月24日閣議決定)に基づき、年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続、企業が行う頻度の高い手続及びオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を、2005年7月末までにオンライン利用促進対象手続として定め、利用促進のための行動計画を2005年度末までのできる限り早期に策定し、公表することとされている。

社会保険庁としても電子申請の利用促進策として、磁気媒体プログラムを利用した電子申請(6手続)について、社会保険労務士による提出代行等の際に、現在、事業主に求めている電子証明書に代えてIDパスワードを利用可能とすることで、電子申請の利用促進を図っていきたい。

- 平成17年度は、その効果・影響等について検証するため、7~9月の間、山形、福井、香川の3事務局管内でモデル実施を行い、12月末を目途に結果を取りまとめ、利用促進につなげていきたい。

## 2. 実施方法

## ○ IDパスワードの利用

厚生労働省令で定める自署等に代わる措置としては、電子証明書以外に識別番号・暗証番号(IDパスワード)があり、従来の電子証明書に代えてIDパスワードを利用可能とする。

紙による届出	電子申請
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業主の 自署等</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社労士の 記名・押印</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業主の 電子証明書</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社労士の 電子証明書</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span>(従来) ※</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業主の IDパスワード</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社労士の 電子証明書</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span>(実施案)</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業主の IDパスワード</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社労士の 電子証明書</div> </div>

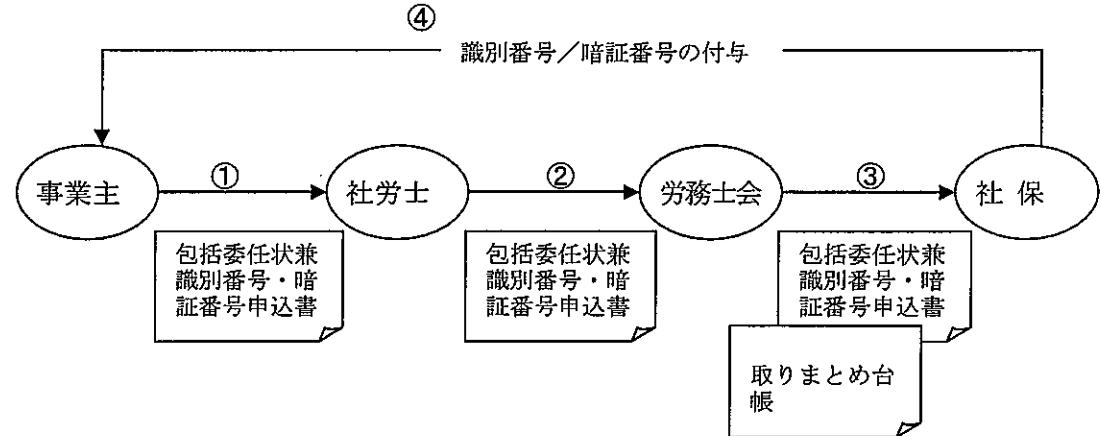
※現在、社会保険の手続きを電子申請で行う際には、申請者はそれぞれ指定された電子証明書を取得する必要がある。さらに社会保険労務士が提出代行等を行う場合、申請者の電子証明書と併せて社会保険労務士の電子証明書が必要となる。事業主の電子証明書はとくに取得、維持に費用がかかることもあって、普及が進まない状況である。

## ○対象事業主

社会保険労務士の提出代行等を「包括委任状兼識別番号・暗証番号申込書」により事前登録し、これに基づきIDパスワードを付与された事業主。

### (事前登録の手順)

- ①事業主は包括委任状兼識別番号・暗証番号申込書を作成する。
- ②社会保険労務士から都道府県社会保険労務士会へ包括委任状兼識別番号・暗証番号申込書を提出する。
- ③都道府県社会保険労務士会において管轄社会保険事務所ごとに取りまとめ台帳を作成し、包括委任状兼識別番号・暗証番号申込書とともに社会保険事務所へ提出する。
- ④社会保険事務所から事業主へ直接、識別番号・暗証番号（IDパスワード）を付与する。



## ○対象手続

### 磁気媒体プログラムを利用した電子申請（6手続）

- ◎健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（磁気媒体届書作成プログラムより作成した届書）
- ◎健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（磁気媒体届書作成プログラムより作成した届書）
- ◎健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（磁気媒体届書作成プログラムより作成した届書）
- ◎健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（磁気媒体届書作成プログラムより作成した届書）
- ◎健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届（磁気媒体届書作成プログラムより作成した届書）
- ◎厚生年金保険被保険者住所変更届（磁気媒体届書作成プログラムより作成した届書）

## ○今後の課題

IDパスワード認証のシステム化、処理の集約化